

国際機関邦人リレーエッセイ

第10回:ハーグ国際私法会議インターン 吉見洋人さん

1. ハーグ国際私法会議(HCCH)について

私は、2018年6月から約2か月半、東京大学大学院法学政治学研究科附属ビジネスロー・比較法政研究センター事業の一環である海外派遣プログラムに基づき、ハーグ国際私法会議(HCCH)にインターンとして派遣されました。

HCCHは、国際私法・国際民事訴訟法に関する条約の立法作業、締結、締結後のフォローアップなどを担う国際機関です。なじみがない法であると思われるので国際私法・国際民事訴訟法について簡単に説明します。通常、民法や民事訴訟法など私人関係を規律する私法は各国ごとに分かれています。



しかしながら、二か国、あるいはそれ以上の国に関わる私法上の問題についてはどの国の法律でどの問題を裁くのか、どの国の裁判所でどのような手続によって裁判を行うのかが問題になります。この問題を解決するのが国際私法・国際民事訴訟法です。しかし現在、全世界共通の国際私法・国際民事訴訟法があるわけではなく、各国ごとに独自の国際私法、国際民事訴訟法があるところ、各国ごとに分かれていることは本来望ましくなく、次第に世界共通のものになっていくことが望ましいといわれています。

HCCHはこの各国の国際私法・国際民事訴訟法の統一を目的とし、条約立法を通じてこの目的を実現しようとしています。日本においても、2014年に加盟したハーグ条約(国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約)が話題になりました。HCCHでは、現在までに40の条約、議定書及び原則が採択されました。HCCHの歴史は意外と古く、1893年の第一回会期にまで遡ります。その後1955年にハーグ国際私法会議を常設の国際機関とすることが決議され、現在のHCCHが生まれました。日本は1957年にHCCH規程を受諾し、現在までに7つの条約を批准しています。

2. HCCHでの業務

HCCHには事務所が存在します。一つはハーグにある常設事務局であり、HCCH全体の中核的な役割を果たしています。残りの二つは、香港とブレノスアイレスに所在します。また、条約の内容から主に三つの部門があります。家族法チーム、訴訟法

チーム、そして商事法チームです。私は家族法チームに所属しました。

業務についてはインターンといっても最初から本格的な仕事を与えられることに驚きました。HCCH をはじめとする国際機関の標準的なインターンの期間は 3 ヶ月であり、そこではインターンも単に就業訓練生ではなく、一人の職員として期待されていると感じました。それゆえ、事務的な説明や業務の説明があったのは最初の 1, 2 日だけでした。

具体的な業務についても手取り足取りという形ではなく、またもともと具体的なプログラムが組み込まれているわけではないと感じました。一つの業務が終わったら次に、というように順序が組み込まれているわけではなく、ある業務を行っている間に別の業務を依頼されることもありました。逆に一つの仕事が終わったにも関わらず、他のタスクが何も無いという状況もままあり、その場合は常勤スタッフや他のインターンに何か手伝える仕事がないか尋ね歩きました。それまで日本で経験したインターンシップは緻密なプログラムが組み込まれているものや、指導担当が丁寧に仕事を教えてくれるものが多かったので、自分で仕事をマネジメントすることが当然視されていることに驚きました。とはいえ、HCCH のスタッフは皆親切で、分からないことがあっても聞けば非常に丁寧に教えてくれました。

3. 国際機関で働くということについて

具体的な条約の運用から離れて、国際機関の在り方についても学ぶところが大きかったです。一か月に一度、リーガル・スタッフ・ミーティングがあり、そこで各プロジェクトの進捗状況や各支部の近況報告が行われるのですが、毎回これからの HCCH の在り方についての議論が戦わされていました。また、飲み会や食事会などにおいても国際機関の在り方が会話のテーブルにのぼることが多々あり、常に組織のより良い在り方をスタッフが真剣に考えていると感じました。もしかしたら、これは HCCH のように比較的小さな国際機関に特有のことかもしれません。HCCH 全体の組織の在り方、ガバナンスの在り方についてはハーグ国際法アカデミーの特別講義で、HCCH 事務局のスタッフが講演をすることがあり、聴講する機会を与えてくれました。また、すれ違った際や食事の際などに常勤スタッフの方にこちらが質問すると、誰もが大変丁寧に答えてくれました。

HCCH のオフィスにはキッチンスペースがあり、インターンや何人かのスタッフはそこで一緒に昼食をとることが習慣化していました。そこではそれぞれの国の文化の違いや、週末の旅行の結果、その週のイベントなど様々なことについて会話をしました。インターン及びスタッフは様々な国から来ており、それぞれの国の文化、特に食についての話は盛り上がりました。私の拙すぎる英語にも関わらず丁寧に話を聞いてくれたことには大変感謝しています。



HCCH 常設事務局が入っている建物（写真中央）

短い期間でしたが、大変充実したインターン生活を送れたと思っています。日本の法律家が留学するとなると主にアメリカが多くなりますが、ハーグもヨーロッパの中心都市のひとつとして、そして国際法の中心地として無視できない重みを持っています。私は今回、大学からの派遣という形でインターン生活を送りましたが、HCCHをはじめとした国際機関はインターンの応募も受け付けています。国際的な環境で、まさに最先端ともいえる法分野に触れることは本当に刺激的です。国際機関で働くことの楽しさに触れることができた期間でした。

*本稿に含まれる見解はすべて筆者によるものであり、ハーグ国際私法会議及び東京大学の見解を反映するものではありません。